

第11次宮崎県職業能力開発計画の策定について

1 概要

(1) 策定の根拠

<p>職業能力開発促進法</p> <p>(職業能力開発基本計画)</p> <p>第5条 厚生労働大臣は、職業能力の開発（職業訓練、職業能力検定その他この法律の規定による職業能力の開発及び向上をいう。次項及び第七条第一項において同じ。）に関する基本となるべき計画（以下「職業能力開発基本計画」という。）を策定するものとする。</p> <p>(都道府県職業能力開発計画等)</p> <p>第7条 都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画（以下「都道府県職業能力開発計画」という。）を策定するよう努めるものとする。</p> <p>3 都道府県知事は、都道府県職業能力開発計画の案を作成するに当たっては、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(都道府県に置く審議会等)</p> <p>第91条 都道府県は、都道府県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議させるため、条例で、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、同項の審議会その他の合議制の機関に関し必要な事項は、条例で定める。</p>

(2) 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

※国策定の職業能力開発基本計画の期間等により変更することも考えられる。

(3) 計画に定める事項

<p>第7条</p> <p>2 都道府県職業能力開発計画においては、おおむね第5条第2項各号に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>第5条</p> <p>2 職業能力開発基本計画に定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項</p> <p>(2) 職業能力の開発の実施目標に関する事項</p> <p>(3) 職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項</p>

2 策定にあたっての基本的な考え方

- (1) 国が策定を予定している「第11次職業能力開発計画」に提示される実施目標や基本的施策を十分に踏まえながら策定する。
- (2) 宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」との整合性を十分に図るとともに、「第二次宮崎県教育振興基本計画」をはじめとする人材育成に関わる本県計画の内容を検討しつつ策定する。

- (3) 宮崎労働局をはじめ、(独法)高齢・障害・求職者雇用支援機構宮崎支部等の関係機関との意見交換、連携を図りながら策定する。
- (4) 今後5年間に於いて県が実施すべき職業能力開発に関する施策等を明確にし、公共職業訓練や民間における職業訓練の推進を図るための基本となるべき事項を定めるものとする。

3 次期計画策定スケジュール (資料5-2参照)

4 職業能力開発ニーズ調査の実施について

- (1) 調査の目的
次期計画の策定にかかる基礎資料とするため、職業能力開発に関する状況や課題、ニーズ等を把握するため。
- (2) 調査の実施方法
本審議会での意見や関係機関との協議をふまえ、アンケートの調査内容を決定し、調査結果の集計、分析については委託業務とする。
- (3) 調査対象 (前回 H27 との比較)

項目	前回(H27)【対象者数：目安】	今回案(R02)
調査対象 (県直営部分も含む)	<ul style="list-style-type: none"> a. 常用雇用者5人以上の県内事業者【1,000】 b. 専修学校【20】 c. 高等学校進路指導主任【30】 d. 中学校校進路指導主事【50】 e. 大学3年生、短大1年生【500】 f. 県内高校2年生【1,000】 g. 障がい者関連施設【50】 h. 事業主団体【4】 (経営者協会、中小企業団体中央会、商工会議所連合会、商工会連合会) i. 専門校(高鍋校)関連企業【30】 	<ul style="list-style-type: none"> a. ~i. について、同様 j. (委託業者からの提案)

- a. 日本標準産業分類による全産業(除く公務)に属し、常用雇用者を5人以上雇用する県内事業所から無作為抽出
- b. 県内専修学校から無作為抽出
- c. 県内高等学校から地域別に抽出
- d. 県内中学校から無作為抽出
- e. 県内大学及び短大から抽出
- f. 県内高等学校から地域別に抽出
- g. 県内の障害者施設から無作為抽出
- i. aの事業所以外で、専門技術専門校(高鍋校)修了生を採用したことがある企業を各訓練科ごとに抽出

(4) 主な調査項目(第10次宮崎県職業能力開発計画作成時のニーズ調査)

事業者	高校2年生
○求める人材について (従業員に求める能力、求職者に求める能力) ○事業継承について ○自社の教育訓練の実施状況について (実施状況・効果等) ○人材育成に関する行政への要望等 ○ジョブ・カードの認知 ○技能検定制度について (認知・資格取得への助成・優遇制度の有無等) ○障がい者の雇用について (雇用有無、雇用理由、今後の見込み、働く障がい者に望むこと等) ○職業能力開発施設の認知、利用有無 ○県立産業技術専門学校(在職者訓練)について	○県立産業技術専門学校について (どんな訓練科が必要か?) ○将来の就職希望 (希望職種、希望地:県内/外、その理由等) ○技能検定制度について(認知・技能者のイメージ) ○インターンシップについて(必要性、要望等)
	大学3年生、短大1年生
	○卒業後の進路希望 (希望職種、希望地:県内/外、その理由等) ○あなたが考える「企業が求める人材」について
	中学・高校進路指導担当教諭
	○生徒の就職希望(業種、地域:県内/外)、勤労観・職業観等 ○県立産業技術専門学校について (認知、生徒への紹介有無、その他要望等)

(5) 今回の主な修正点

- ① 事業所に対するアンケート項目に、「人材育成において直面している課題」に関する問いを追加する。
 (理由) 事業所が抱える課題を把握し、今後の人材育成施策に反映させるため。
- ② 事業所に対するアンケート項目に「外国人労働力の活用」についての項目を追加する。
 (理由) 近年増加している外国人材の活用について、事業者等の意見を把握するため。なお、県では平成28年3月に策定した「みやざき産業振興戦略」において、みやざきで働く人材の育成・確保の柱のひとつとして「外国人材の活用」を掲げている。
- ③ 高校生、大学生・短大生等に対するアンケート項目のうち、「就職希望職種」に関する問いの選択肢を学校基本調査の「卒業後の(就職)状況」と比較検討可能な選択肢に修正する。
 (理由) 本調査で把握した高校2年生の「就職希望職種」と学校基本調査で把握した「卒業後の(就職)状況」の比較検討を可能とするため。